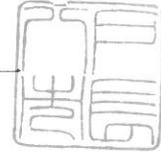


## 産業廃棄物処分業許可証

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2  
 株式会社ミナミ  
 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 熊谷 雄



許可の年月日 令和4年1月17日  
 許可の有効年月日 令和9年1月16日

1. 事業の範囲

事業の区分		取り扱う産業廃棄物の種類
中間処理	破碎	木くず がれき類

これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の	設置場所	処理能力	設置年月日
			許可年月日
			許可番号
木くずの破碎施設 【TG540TX】 (移動式)	八戸市内一円(ただし、騒音規制法に基づく第1種区域及び第2種区域以外の地域であって敷地境界から40m以上離れた排出現場に限る。) (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)	228.8t/日(8時間稼働)	平成23年4月6日
			平成22年6月7日
			22-8の2-2
がれき類の破碎施設 【LT96】 (移動式)	八戸市内一円(工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内に限る。)	2,936t/日(8時間稼働)	令和3年12月23日
			令和3年12月22日
			R3-8の2-1

3. 許可の条件  
無し

4. 許可の更新又は変更の状況  
令和4年1月17日 新規許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)